

平成25年度第2回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成25年6月27日（木）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 地下2階 2号会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第七次札幌市環境影響評価審議会委員

佐藤 哲身	北海学園大学工学部建築学科	教授
佐藤 久	北海道大学大学院工学研究院	准教授
山本 裕子	北海学園大工学部社会環境工学科	准教授
早矢仕 有子	札幌大学法学部	教授
赤松 里香	特定非営利活動法人E n V i s i o n環境保全事務所	理事長
宮木 雅美	酪農学園大学農食環境学群	教授
吉田 恵介	札幌市立大学大学院デザイン研究科	教授
東條 安匡	北海道大学大学院工学研究院	准教授
半澤 久	北海道工業大学空間創造学部建築学科	教授
遠井 朗子	酪農学園大学 農食環境学群	教授

計 10名

(2) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長	木田 潔
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境共生推進担当課長	米森 宏子
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境影響評価担当係長	宮下 幸光
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境管理係	奥山 力

(3) 事業者

社団法人ふる里公苑 4名

2 報道機関

無

3 傍聴者

無

1. 開 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 平成25年度第2回札幌市環境影響評価審議会を始めさせていただきます。

本日は、出席委員が10名、欠席委員が4名で、審議会定員の過半数を超えておりますので、札幌市環境影響評価審議会規則4条第3項に基づきまして、この会議が成立していることをご報告させていただきます。

2. 挨拶

○事務局（米森環境共生推進担当課長） では、早速でございますが、環境管理担当部長の木田より、ご挨拶を申し上げたいと思います。

○木田環境管理担当部長 環境管理担当部長の木田でございます。おはようございます。

本年度2回目の審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

きょうは、このような窓のない部屋にお集まりいただきまして、大変申しわけございません。ありがとうございます。

本日は、大きく二つの議題を予定しております。

一つ目は、真駒内滝野霊園拡張事業事後調査報告書についてでございます。この事後調査は、評価書の記載に基づきまして、平成17年度実施分から8年間にわたり行われているものでございまして、今回をもって最終となります。本審議会への事後調査報告の提出や事業者の出席については、現行条例上の規定にはございませんが、自主的にご出席いただいているところでございます。皆様の専門的な見地からのご助言等をいただきたいと思いますと考えております。

二つ目は、条例改正に伴う技術指針の変更についてでございます。条例本体の改正につきましては、先般の定例市議会で札幌市環境影響評価条例の一部を改正する条例案が可決成立いたしましたので、本年10月1日付の施行となりますので、ご報告いたします。委員の皆様にも、条例改正のあり方について、延べ9回にわたるご審議をいただきましたことに、ここに改めてお礼を申し上げたいと思います。

現在、条例改正を受けまして、10月1日の施行に間に合いますように施行規則等の改正作業を進めているところでございます。本日は、前回の審議会から引き続きまして、技術指針の変更に関して、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、簡単ではございますが、開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

◎資料の確認等

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いしたいと思います。

たくさんございまして恐縮ですが、まず、資料1-1、真駒内滝野霊園の拡張事業の概要について、資料1-2、真駒内滝野霊園拡張事業事後調査の概要、資料1-3、委員からのご質問事業者回答及び評価書の一部抜粋となっております。

なお、本日、事後調査報告書をご持参いただくことになっておりますが、もしお持ちでない委員がいらっしゃいましたら、予備がございまして、お申し出いただければと思います。

引き続き、確認をさせていただきます。

次は、技術指針関係でございます。資料2-1、事後調査の必要性の考え方について、資料2-2、環境影響評価図書のわかりやすい公表について、資料2-3、技術指針への配慮書手続等の導入について、資料2-4、風力発電所関係が4種類でございます。資料2-4-1といたしまして、環境要素の区分、資料2-4-2といたしまして、対象事業実施区域及びその周囲の概況調査の項目例（別表3）となっております。それから、資料2-4-3、環境影響評価の項目（別表4）となっております。そして、資料2-4-4、調査予測及び評価の手法（別表5）となっております。

それから、参考資料が四つあります。

参考資料1、計画段階配慮手続に係る技術ガイドの内容、参考資料2、経済産業省主務省令（風力発電所）別表5となっております。それから、参考資料3といたしまして、同じく経済産業省主務省令の（風力発電所）別表10となっております。そして、参考資料4といたしまして、他の環境影響（シャドーフリッカー）に関する調査、予測及び評価という資料となっております。

それから、もう一点、ご持参いただいた資料として、前回、参考資料1として配付させていただきました技術指針があります。もし本日お持ちでない委員の方がいらっしゃれば、予備がございまして、お申し出いただければと思います。

それでは、以降の進行を佐藤（哲）会長にお願いしたいと思います。よろしく願いたします。

3. 議 事

○佐藤（哲）会長 それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

本日の会議の終了予定時刻は、12時ですので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、真駒内滝野霊園拡張事業事後調査報告書（平成24年度調査分）について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） これから、宮下から、資料1-1、資料1-2、事後調査報告書を用いまして、ご説明をさせていただきたいと思います。会議における質疑応答の説明員ということで、本日、事業者でございます社団法人ふる里公苑の方々にも同席してもらいたいと考えております。

佐藤（哲）会長、いかがでございましょうか。

○佐藤（哲）会長 よろしくお願いいいたします。

〔事業者は所定の席に着く〕

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） それでは、私から、今回の資料1-1と資料1-2、報告書の本編をもとに、事後調査報告書の内容についてご説明させていただきます。

なお、事業者側から事業報告書の19ページの表8-1-8と表8-1-9の小型車の台数に間違いがあったということで、これについて、訂正のシールを配付していただいております。お手数ですけれども、張りかえていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

事後調査報告書につきましては、事業者である社団法人ふる里公苑理事長様より、札幌市長宛てに4月30日に提出されたものです。その後、条例で定める手続に従いまして、札幌市長が5月10日に告示、同日から5月29日までの20日間の縦覧を行いまして、さらに、その2週間後の6月12日まで意見募集を行いました。意見募集の結果、寄せられた意見は、ありませんでした。事業者へは、6月17日付でその旨を通知しております。

では、資料の内容についてご説明いたします。

まず、A4判でお配りしております資料1の真駒内滝野霊園拡張事業の概要でございます。

表面には、事業の概要、事業者名、事業の実施区域、位置、規模などについて記載されていますが、平成23年度からの変更はございません。

1枚めくっていただきまして、裏面の環境影響評価の手続ですが、先ほどもありましたように、平成15年3月の方法書をスタートとしまして、今回の事後調査の提出まで約10年にわたる手続となっております。

事後調査報告書の提出は、今回が最終でございますが、当初予定より工事が若干おくれておりますので、条例第38条第1項に基づく完了届の提出は若干遅れるという報告を事業者からいただいております。

それでは、資料1-2により、実際の事後調査の内容についてのご説明をさせていただきます。

資料1-2の表面は、事後調査のスケジュール表で、年度ごとの調査事項を丸印で示しております。今回は、平成24年度に行った調査の結果でございますので、一番右側の点線で囲まれた部分となっております。

表全体の中の黒丸は当初の計画、赤丸は、その後の進展の中で追加されたもの、あるいは、調査時期が工事の関係で延期になったものを示しております。

延期により、平成24年度の実施になっているのは、自動車の走行に係る騒音、滝野すずらん丘陵公園展望台からの眺望景観でございます。これ以外の水質、森林管理、交通問題につきましては、当初の計画どおりの実施となっております。

裏面をご覧ください。

こちらには、事後調査の項目ごとに、目的、方法、時期、結果の概要についてまとめているものがございます。

表の右端には、事後調査報告書のページ番号を記載しておりますので、お手元の報告書とあわせてご覧いただければと思います。

それでは、各項目について、順にご説明をいたします。

事後調査報告書の13ページをお開けください。

大気（騒音）となっておりますが、騒音についての事後調査でございます。

平成17年5月に提出された評価書においては、各予測地点における自動車の走行に係る騒音について、現況騒音レベルと比較しても1デシベル未満の変化であるが、将来的には、墓参交通量には変動要因が大きいので、事後調査を実施するという記載がされております。

実施時期としては、第3期墓所の当初の供用開始の平成21年を予定しておりましたが、工事の遅れから、平成24年度の調査に変更となったものでございます。

事後調査の手法としては、報告書の13ページに記載された図8-1-1のフロー図によっております。まず、これについて説明いたします。

左側の（1）の墓参交通量調査に基づく推定交通量でございます。

14ページ、15ページに図が示されておりますが、霊園出入り口の交差点のナンバー1からナンバー3における8月13日の墓参交通量調査結果をもとに、予測地点別の墓参交通量を推定しております。予測地点は、B、C、D、Eと自衛隊道路でございます。8月13日の調査だったのですが、前日の8月12日が墓参ピークとなり、13日の1.5倍の交通量があったということで、最大ピークにあわせるための補正を行っております。

霊園3カ所の出入り口交差点における墓参交通量を観測し、それをもとに評価書における予測地点であります、14ページの緑色の四角で書いてあるB、C、D、F及び、黄色の線で描いている自衛隊道路の予測地点について、過去の墓所数と墓参車両台数との相関、大型車と小型車での比率から、予測について算出しております。これらについては、本図書の13ページから18ページまでにその内容が記載されております。

次に、13ページの右側の（2）ですが、ここでは評価書に基づく予測交通量を算出しております。

これは、評価書に記載していた墓所数と墓参台数との相関から、墓参の車両台数を予測し、平成15年実測の交通量との比率で大型車、小型車に区分し、BからFの予測地点、自衛隊道路での墓参車両交通量を予測しております。そして、評価書で設定した一般交通量の伸び率を上乗せし、予測地点別の一般交通量を設定している形になっております。

（2）の内容につきましては、19ページから21ページに記載されております。

それぞれ二つの推定交通量、予測交通量を出して、比較を行うという作業を行っております。（1）の墓参交通量調査に基づく推定交通量と（2）の評価書に基づく予測交通量

の比較を（３）で行いまして、（４）で環境保全措置が必要かどうか検討を行うような流れになっています。

（４）の結果については、この図書の２２ページの後半部分に記載されております。各予測地点における通過交通量の推定値と実測値の比較では、実測値が推定値をおおむね１０％上回る結果となっています。この結果に対する評価については、この図書の巻末の資料２に等価騒音レベルを計算した結果が掲載されています。推定値と実測値の差は、全ての地点で１デシベル未満となっていることから、新たな環境保全措置をとる必要はないという記載がされております。

なお、事業者としては、今後も霊園アクセス道路の渋滞緩和対策を継続していくと記載しております。

次に、２３ページをお開きください。

水環境についてでございます。

これは、既存の浄化槽の放流水が放流河川であります山部川の水質に影響をどう与えているかを把握しているものです。今回は、浄化槽のピークを迎える８月１４日に設定していましたが、前日の降雨によりまして、その影響を少しでも除くということで、８月１５日に変更しております。

調査地点は、２４ページの図８－２－１のナンバー１、ナンバー２、ＳＴ１の３カ所でございます。

今回の水質調査結果につきましては、大腸菌群数を除いて参考としたＡ類型環境基準に適合しているということでございます。大腸菌群数が環境基準を上回る要因ですが、浄化槽については、塩素滅菌処理を適切に行っているので、浄化槽による影響ではなく、流域からの自然由来の大腸菌の流入によるものと事業者側では推定しております。

次に、２８ページをお開きください。

景観でございます。

これは、先ほどもお話ししましたが、平成２０年度に実施予定のものが１工区の植栽時期が変更となったため、延期し、平成２３年度、平成２４年度と２年続けて実施したものでございます。

２９ページに写真が載っておりますが、上の写真が平成２４年度の現況でございます。真ん中の写真が評価書で予測したフォトモンタージュ写真、下の写真が工事着手前の平成１５年の状況写真でございます。

昨年の報告と同じように、今回、１工区が認められますが、予測したフォトモンタージュ写真と工事着手前の眺望景観と大きな変化がないという記載になっております。

次に、３０ページの交通問題でございます。

これは、調査結果を翌年の交通渋滞対応計画に反映するというで行っております。平成２４年度も、平成２３年度と同様、お盆前の８月４日からお盆時期の１６日にかけて、墓参車両台数の観測と渋滞状況調査を行っております。結果につきましては、アクセス道

路の大きな渋滞は発生しておらず、墓所数の増加により、一時的に増加した墓参車両台数も、平成23年度以降、減少に転じ、混雑の緩和対策が浸透され、墓参日や墓参時間帯アクセス道路の分散化等の効果があらわれていると記載されております。

35ページから36ページでございます。

ここには、混雑緩和対策の具体的実施内容と平成25年度の対策計画が記載されております。事後調査の報告は今回で終了でございますが、今後も混雑影響の低減のための分析や調査を継続していくと記載されております。

最後に、37ページからの森林管理の進捗状況でございます。

森林管理については、事業予定地と周辺において、本来の森林再生、潜在的な自然植栽を目指して管理することを目的として、平成17年3月に長期管理計画書を策定しておりますが、平成20年度の審議会で各委員の皆様から、間伐の工夫、鳥類や植物の生息状況の変化、事業計画の変更などに対応するよう、ご意見が出され、平成23年度に長期管理計画書の見直しが行われております。

主な見直しの内容は、平成23年度分、昨年度もご説明しておりますが、残地森林については、間伐がある程度進んだことから、自然林への転換促進や自然推移を進めるという方針でございます。造成森林については、従来からの修景植栽、樹林化、遮蔽植栽の基本方針は大きく変わっておりません。

平成24年度の実施内容は、造成森林の管理計画に沿ったもので、39ページの図面をごらんください。1工区との2工区の連絡橋がちょうど中央部にございますが、その周辺における樹木の移植状況、同じく図面の2工区の右下に四角い絵が描いてありますが、ここが調整地でございます。この管理について示されております。

37ページに写真が4枚ありますが、左側の2枚については、1工区と2工区の連絡橋周辺の作業状況、それから、右側の2枚については、調整地周辺の作業状況になっております。

38ページの写真につきましては、平成20年度の冬期間に残地森林で行われた間伐後の経年変化を記録したものでございます。この写真では、ミズナラの生育を阻害すると考えられたカラマツを伐採、間伐した結果、ミズナラの樹木が4.9メートルから8メートルまで伸び、胸高直径が5センチメートルから6.7センチメートルへ伸びたという結果になっております。

なお、37ページの表のナンバー3、ナンバー6という数字は、39ページの図面の凡例のナンバー3、ナンバー6の場所に対応しております。

以上で、簡単ではございますが、事後調査の概要の報告を終わらせていただきます。

○佐藤（哲）会長 どうもありがとうございました。

それでは、項目ごとに見ていきたいと思いますが、それぞれ質問がありましたらお願いいたします。

まず一つ目は、騒音です。

私の分野ですので、確認させていただきます。

あらかじめ質問をしておりますが、それが資料1-3です。

私としては、その後、どうなったかということですから、同じ地点で測定したほうがいいのではないだろうかということで質問しました。

一般交通量についても、実測があれば実測でやったほうが簡単でわかりやすく、そのとおりどう変わったかがわかるわけですので、質問いたしました。

私は、評価書をつくった段階では委員ではなかったので、その後、確認させていただきましたら、その時点で計画していた事後調査の方法どおりに行われていたことがわかりました。ですから、これについては、これでいいだろうと判断しました。

そこで、③のところを質問したいと思います。

報告書の33ページに相関図があります。墓参車両と墓所基数の推移の相関を見ておりますが、今回、かつて推定するためにつくった予測式から平成24年度分を推定したということで、その時点での予測式の相関係数は非常に高いということですが、33ページの実測を見る限り、余り高い相関とは見られないと思います。ということは、これはこれでやむを得ないと思うのですけれども、かなり変動するといいますか、安定していないということも言えると思います。先ほど、事務局から説明がありましたけれども、こういうことを踏まえて、今後とも状況をチェックしていくことを続けていただければというふうに希望したいと思います。

なお、私の見方が間違っているかもしれませんので、相関がある、なしに関して、補足の説明をいただければと思います。

○事業者（田辺） 今の相関のお話です。

33ページの下に示しました図は、今のお話にありましたように、まさに実測の台数を示していますが、各年の台数の観測時間帯がまちまちであったということから、同じ時間帯で集計したらどうだろうかということで、7時から17時の時間帯が各年共通して把握できるので、この時間帯を抽出して交通量を示しております。それが、下の図の棒グラフであらわしたものです。したがって、1日全体の交通量をあらわしているものではないというところがわかりにくいかと思います。

これで相関をとりますと相関係数は相当悪いのですが、評価書で示しました将来の墓所数と予測される墓参台数は、昼間の時間帯の台数につきまして、相関係数をとるとR²乗で0.9956という高い相関係数を持った関係が得られています。ですから、実測台数の抜き取った時間帯で見ると、相関係数はこれほどよくならないところがございます。

その辺は、ご理解をいただければと思います。

○佐藤（哲）会長 そういう事情はわかります。いずれにしても、前と同じような結果が出てきていないので、何が起こるかわからないところがあります。ですから、今後、注意していただきたいと希望いたします。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

水環境について、いかがでしょうか。

○佐藤（久）委員 大腸菌だけでいいと思います。26ページの図8-2-6を見ますと、ナンバー1とナンバー2を比べればいいかと思います。特に、ナンバー2でナンバー1よりも著しく濃度が高いということはないので、問題ないと思います。

1,000MPM/100ミリリットルのところにオレンジ色の線がありますが、1,000MPMというのは、何か基準があるのでしょうか。ご自身で決められた目標値なのか、わかれば教えていただきたいのです。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） ここは、環境基準が定められている河川ではございません。一応、環境基準の中の一番厳しいA類型を当てはめて比較しております。

実は、かつての調査で、この川にはニホンザリガニの生息が確認されたことがあります。ニホンザリガニは貴重だということで、それを少しでも保全するために1,000MPMという厳しい基準を当てはめたということでございます。

○佐藤（久）委員 わかりました。

では、ナンバー1でも1,000MPMを超えることがありますので、結論としましては、特に浄化槽があるから急に影響があるとは確かに考えられませんから、これで結構かと存じます。

○佐藤（哲）会長 ありがとうございます。

次に、景観です。いかがでしょうか。

○吉田委員 質問です。

全体として見ると大きな変化がないと思うのですが、事業地だけを見ると、裸地が2カ所ぐらいふえたような気がするのですが、これは写真を撮った関係でしょうか。写真を撮る方向から出た、つまり、一番上の図8-3-1の写真の事業予定地の「事」という字の下ぐらいに、裸地なのか建物なのかよくわからないのですが、それが見えております。それから、予定地の「地」のあたりの下に裸地のようなものが見えるのですが、ここが事業地なのでしょう。

○事業者（長谷） 29ページの図8-3-2は、評価書におけるフォトモンタージュで、評価時の計画でつくったものです。その後、オオタカが確認されたり、クマゲラの営巣のために守っていた林が台風によって折れてしまったこともあり、事業計画を一部修正しております。ですから、図8-3-2の当時のフォトモンタージュと形が若干変わってきています。

白く見えるのは、建物ではなくて墓地になります。まだ、そこまで墓地を整備しておりませんので、今、見ると裸地に見える形です。

○吉田委員 そうすると、今回の事業地で、将来的には、これもだんだん緑がふえて色が変わってくるということでしょうか。

○事業者（長谷） そうです。修景の意味も含めて、縁路沿いに植栽もしておりますので、

その辺の緑が育ってくれば、より目立たなくなります。

○吉田委員 了解しました。

○佐藤（哲）会長 どうもありがとうございました。

それでは次に、交通対策です。いかがでしょうか。

36ページの最後のところに、霊園内の交通混雑の緩和を一層図り云々という表現がありますので、これは、ぜひよろしく願いいたします。

ほかにご質問等はありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 それでは、最後に、森林管理についていかがでしょうか。

○宮木委員 二つ質問があります。

一つは、森林管理についても、これから事後調査が行われるということでしょうか。

もう一つは、残地森林で間伐作業などを行われているということですが、その進捗状況を教えていただきたいと思います。

○事業者（長谷） 森林管理につきましては、今後も森林管理計画に基づいて、事業者で管理を進めていきます。報告の場所は、今後、ありませんので、あくまでも事業者側で自主的に管理していく形になります。

それから、二つ目の質問の残地森林の間伐についてですが、これは、風倒木も発生しますので、その辺のことも含めながら今後も管理していく形です。

○宮木委員 この写真では一例を挙げていますが、ことし1本だけではないですね。

○事業者（長谷） 1本だけではありません。ただ、モニタリングがよくできているものを代表として上げさせていただいたのです。途中で折れてしまったものもございまして、1本だけ管理しているわけではございません。

○佐藤（哲）会長 よろしいですか。

森本委員、お願いします。

○森本委員 37ページのナンバー3の施業の結果のところ、地表は自然推移と書いてあるのですが、それはどんな状況かを教えてください。

○事業者（長谷） 地表は自然推移というのは、特に芝などを植えずに、そのまま自然に入ってくるもので主に緑化するということです。

○森本委員 現状は、どんなところでしょうか。

○事業者（長谷） 申しわけないのですが、現在の状況は把握していないので、この場では申し上げられません。

○森本委員 下の図8-5-1に載せてある写真が平成24年5月現在ですか。ここに載っている10月と5月現在の写真は、去年の状況ですね。

○事業者（長谷） そうです。

○森本委員 芝を張ったナンバー6と張らなかったナンバー3でどの程度違うのかが興味がありました。もし張らなくても、ある程度、自然に回復しているのであれば、芝をわざ

わざと張る必要がなかったのかなという気がしました。というのは、芝は外来種が主体なので、せっかく在来の自然林を回復していこうという試みでやっておられるのであれば、そのまま放置というか残地されても大丈夫かなという考えを持ったものですから、伺いました。今後、観察していただけたらと思います。

○佐藤（哲）会長 宮木委員、どうぞ。

○宮木委員 気がつくのが遅かったのですが、残地森林の評価についてです。

38ページの3行目の最後に「伸長が認められた」と述べられています。こういう調査は、過去の成長と比べてどうか、間伐したところと間伐していないところと比べてどうかという比較をしなければいけないと思います。木というのは、伸長するのは当たり前ですから、せっかく交通量調査など詳しいデータをいろいろとっておられるので、やはり、森林管理についても、ちゃんとしたデータをとっていく必要があると思うのです。

ここで、直径の成長が途中で5.0から5.9、5.9、6.7とざっと調査すればこんな感じになると思うのですが、やはり、評価書を書く以上、正確に測る必要があると思います。これからは、評価書をつくることを前提した調査をしていただきたいと思います。

○佐藤（哲）会長 そのほか、ございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 もしないようでしたら、この件につきましては、審議会の議論を終了したいと思います。

ふる里公苑の皆様には、長年にわたって事後調査を実施していただき、また、報告していただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、これで終了いたしますので、ご退席ください。

〔事業者退室〕

○佐藤（哲）会長 それでは、次の議事です。

技術指針の変更について、前回から引き続いて行っていこうと思います。

最初に、前回もいろいろ意見を出していただきましたけれども、まず事後調査の必要性の考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） それでは、資料2-1について、順にご説明いたします。

資料2-1の事後調査の必要性のあり方について（その2）という両面コピーで2ページになっているものでございます。

1ページ目は、前回の会議で皆様からいただいた意見を掲載しております。会議の中で、私ども市の意見を議事録から拾って、まとめております。

2ページには、会議終了後、3名の委員から追加でメールが寄せられたものを、できるだけ原文に忠実に記載しております。あわせて、これに対する考え方も右側に記載しております。

順にご説明いたします。

まず、1 ページ目です。

吉田委員から、文案に使われている「又は」という言葉の解釈についてのご質問、ご意見がございまして、どちらか一方を選択することではないとご説明させていただきました。遠井委員からも、法例上の表現として問題ないのではないかとのご意見をいただいております。

二つ目のご意見として、遠井委員から、環境の重大性に比例した内容で事後調査を実施するという捉え方ができるのではないかと、それから、五十嵐委員から、影響の重大性を前提として、不確実性等がある場合に事後調査を実施するという従来の考え方と当初の案が合致していないのではないかとございまして、誤解されないような表現に修正させていただきたいという回答をさせていただきました。

三つ目は、佐藤会長から、事後調査の条件として四つの他に、第5の規定を追加したほうが良いのではないかとのご意見がございました。

遠井委員からは、事後調査の実施について、市長が最終的にきちんと指摘できるという担保がとれているのであれば規定は不要というご意見がございました。村尾副会長からも、①から④以外の場合でも市長意見で事後調査の実施について言うことは、当然、専門的立場の委員として言うことは可能であろうとご意見が出されました。

2 ページ目については、ほぼ同じような内容でございますが、五十嵐委員からメールで、具体的にこういう表現がいいのではないかとのご意見をいただいております。

西川委員からは、当初、皆様にいろいろ判断いただきましたが、その他市長が認める場合というのは、技術指針の性格からそぐわない、手続的な順序から言いますと、問題があるのではないかとのご意見がございましたので、表現については修正することといたします。

それから、再度、佐藤会長から、世の中が刻々と変化して何があるかわからないので、5番目の条件を用意しておくべきだというご意見が寄せられております。

以上のご意見をもとに、市として修正案を考えました。

まず、技術指針自体の性格についてご説明させていただきます。

技術指針は、審議会や市長の審査基準という位置づけにはなっておりません。事業者が環境影響評価を行うために参考とする指標、標準的な基準として定めております。また、事業者は、環境影響評価の結果について、技術指針をもとにみずから判断し、事後調査の実施の有無について決めていくものでございます。また、条例や技術指針は、事業者が自主的に追加事項を設定したり、不要項目の判断を行うことを規制していません。そのような性格を持っております。

議論となりました第5の条件を規定するかどうかですが、①から④の考え方にぴったり一致しなかった事例でも、当初の文案で、次の「いずれかに該当すると認める場合等」と「等」を入れておりますので、それに該当しない場合も含まれていることはご説明しております。それによって、ほぼ全ての場合に対応できるのではないかと考えております。

万が一、事業者が事後調査を実施しなかったと記載した場合も、準備書の段階での当審議会でのご審議において、環境への影響が著しいと認められる場合は、①から④の条件に合わなくても審議会での答申をいただき、最終的に市長意見として事業者に述べる事が可能ではないかと今のところは考えております。

以上のことから、昨年から含めまして相当のご議論をいただいておりますが、今回の技術指針の変更については、従来の①から④の考え方を踏襲したいと考えています。

なお、五十嵐委員等から、表現が非常に紛らわしいというご指摘をいただいておりますが、文章表現について誤解のないような形にということで、3ページ目の修正案（第2回審議会）の下線部に書いてある表現に変えさせていただきたいと考えております。

読み上げます。

「（6）事後調査の計画。

以下の手順により、事後調査の必要性を判断し、事後調査を行う項目及び手法の選択を行うこと。

ア、事後調査の必要性の判断。

事業の実施に伴う環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあり、次の各号に該当する場合等には、事後調査を実施すること。」。

①から④については、そのままでございます。

なお、構成上で、イトウが新しい見出し番号になっています。

この件につきましては、別件になりますが、昨日まで開催されていた国会で、「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」が成立して、6月21日付で公布されております。

実は、アセスとの関係でございますが、環境基本法の中で、放射性物質についての規定が除外されております。関係する各法律では放射性関連について全て対象となっておりますが、アセス法だけは、第52条第1項の部分において、放射性物質による大気汚染等について適用しないという除外規定がずっと残ってございました。しかし、今回、先の法律が制定されたことによって除外されたということで、アセス法においては、今後2年以内に環境影響評価の項目として放射性物質が入ってくるようになります。環境省を中心として、基本的事項、経産省など発電所を持っているところの主務省令等の改正をこれから行っていくという連絡が環境省からございましたので、本市条例の技術指針についても、2年後をめどに放射性についての項目をどのようにして追加するかという検討作業が必要になってきます。

ということで、今回、まことに恐縮ですが、従来の①から④の条件で、各案件について審査を続けていって、事例を積み重ねて、本当に条件に合ったものがあるのか、ないのか、精査を重ねて、その上で、2年後の技術指針改定のごときにご議論いただく形をとらせていただければと考えております。

以上が資料2-1のご説明でございます。

委員の皆様のご意見を改めていただければと思います。

○佐藤（哲）会長 最初に確認したいのですが、きょうご欠席の五十嵐委員と西川委員は、これについて了解しておられるのでしょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 資料について、メールと紙で郵送しております。いつも、何かあれば意見を言っていたのですが、今回、これ以上のご意見がございませんでした。

○佐藤（哲）会長 わかりました。

それでは、皆様から質問とご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

私は、⑤についてこだわっていたのですけれども、ほかの方は、必ずしもそうでもないようですので、皆さんの意見を尊重させていただきたいと思います。

「場合等」と「等」がついたということですが、「等」は前からついていたのですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 現行の技術指針の中では、どういう場合に事後調査を行うか、具体的には記載しておらず、事業者任せという形で、「以下の手順により、事後調査を行う項目及び手法の選定を行うこと」としか明記しておりません。事後調査の必要性、事業の特性、関係地域の状況を踏まえて項目を選定しなさいということで、事後調査をするかどうかについての判断を技術指針では特に示していなかったのです。

○佐藤（哲）会長 半澤委員は、所用のため、ここで退席されます。どうもご苦労さまでした。

○吉田委員 今の「等」を入れるべきかどうかというところですが、「等」と入れたら何でしょうと聞かれそうな感じがします。

質問は何かというと、改定規定というか、改定に関する記載は、どこら辺に書かれているのでしょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 改正前であってもそうですが、技術指針を変える場合は、条例本文の第5条に、技術指針の策定及び変更については、審議会の意見を聞くことと規定されています。

環境配慮指針についても、同じように、第4条第3項で、審議会の意見を聞かなければならないと規定されております。

○遠井委員 「等」は、法律や行政にかかわっている人以外は、わかりにくいと思います。行政としては、こういうふうと考えていると国のレベルでよく聞くのですが、外の間はわからないということが多々あります。例えば、きょうご説明いただいたように、今後、予測できないような、⑤に当たるようなことが起こったときに、市長判断でできますよということを、一般の事業者や懸念している第三者は十分理解できないと思うのです。行政は、わかっているから、聞かれたらできると言うということでは、十分に情報が理解されている状態とは言えないと思います。

可能であれば、今、さまざまな新しい規定も入る予定があり、いろいろ不確実なことが起こることを前提としているのであれば、本文とは別に、一般の誰でも知り得る状態で、

こういうことですよと解釈指針を付記することができないと少し思いました。

これは、あくまでも行政の了解であるので、表に出せない特段の理由はないと思います。特に、皆さんから見て、ここに限定されるのかどうか非常に懸念されるところであれば、何らかの形で本文以外でわかりやすく説明できないかということがまず一つです。

もう一つ、放射線の影響の話ですが、この間、知人に聞きまして、本当に聞きかじった程度で詳しくわからないのですけれども、国としても規則をどうするかというところまで十分に詰められておりません。恐らく、大防法や水質汚濁法の規制の本来の基準値ではないものをモニタリングしなさいという異質なものが入ってくるので、どう整合をとるのが難しく、現在の原子炉等規制法の委員会の審査と重複するところもあるのではないかなど、整理できていないところがあるようです。

要するに、今後、いろいろとやりながら改定をしていく中で、懸念がある事業の評価が出てくる可能性があると思うのです。技術指針の完全な改定前であっても、「等」が入っているということで、そういうことを参照しながらできると解釈できるのですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 1点目の欄外の話については、この後、参考資料1でのご説明いたしますが、国が配慮書手続を導入したことによって、配慮書についての技術ガイドをつくっております。200ページほどのものですが、それに匹敵するものをつくれと言われても、私ども市ではつけれないので、事業者にはそれを紹介することになります。

技術指針については、平成12年に条例が施行されて以来、解説書的なものを作成していなかったのです。ただ、条例と規則については、逐条解説書を作成しております。今回、作業がどこまでできるかわかりませんが将来的に、技術指針も含めた解説的なものをつくりたいと思います。初めてアセスを実施する事業者もいらっしゃるでしょうし、我々担当職員も人事異動で代わっていきまして、初めてアセスを担当する者ばかりでございます。今後の課題として、解説書あるいは解釈の仕方の注意点、ここはこういう意味ですよというものを整備していきたいと思います。

ただ、今回、技術指針以外の部分で規定するものがないので、そこら辺も含めて、これがどういう解釈をされているのかを含めて、将来的にはつくっていくべきと思っております。

10月1日施行ですから、何とか8月中に市長決裁を受けないと、9月に説明会ができない状況です。今の段階で、ここの部分だけの解説書をつくるわけにはいかなくて、つくるなら全部になります。

○遠井委員 今、審議して改定中の暫定的なものはどうですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） それは、入れてもいいのですが、アセスですから、調査、予測、評価の手法を示さないとなりません。国で、これから具体的に、どういう事例の場合はどうするか、あるいは、どういう測定方法がいいのか、評価はどうする、基準もつくらなければならないので、それを札幌市が今の段階で入れても対応はほとんど

できないと思います。

別件ですけれども、今回、技術指針改正の中の大気、粉じんの部分で、PM_{2.5}について入れるかどうか、村尾副会長にご相談させていただいたのですが、入れても分析ができない、分析できない以上、予測評価ができないだろうということでした。ですから、これからいろいろな知見が集まるまで待つしかないので、現状ではPM_{2.5}を入れる必要がないというご意見をいただいています。放射能の関係についても、具体的な基準がなければ、測定もいろいろな機材があって、どれが一番適切なのかというデータが完全にそろっていないと思います。今の段階では、市の中に入れるのは無理と考えております。

○遠井委員 非常にテクニカルな問題です。私は、技術的な可能性は全くわからないのですけれども、かなり固まってきていて、国でも実際に採択されて通るまでに時間がかかっている状態のときがありますね。だから、方法論としてはかなり周知されてきているけれども、まだ正式に成立していないものもあります。同じような状況で事業が進行しているときに、「等」があるからやってくれませんかということは一切認められないと考えるのか、それとも、状況によってはケース・バイ・ケースで入るのかという技術的な解釈としてはどうかということです。

かなり熟度が高まってからですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 例えば、非常に影響があると懸念される案件であれば、放射能がご専門の方に専門委員として入ってもらってアドバイスをいただくことは可能かと思います。あくまでも、技術指針については、アセスをしていく上での事業者の目安です。ですから、これにないものについて、みずから項目を選んだり、これを入れなさいと言うことについては、一切認めないわけではございませんので、ケース・バイ・ケースでやっていけるかと思います。

ただ、後ほどお話ししますけれども、風車の低周波音に関しても、具体的な評価基準がまだない状態でやらせて、どう評価させるのか。国が示した規定にそのまま全て従えということではなくて、札幌市独自のものをつくってもいいのですが、札幌市の行政体制として、そういう研究所を持っているわけではありませんので、独自の基準をつくれるかという、非常に厳しい状況にあります。ですから、ご専門の方に審議会に入らせていただいてアドバイスを受けることなら可能と考えております。

○佐藤（哲）会長 それでは、ほかにありませんか。

○吉田委員 今のお話に関連してです。

指針の場合は、やはり、疑義が生じた場合に相談できるというか、もう少しちゃんとした言葉で言うと思うのですが、そういうものは書かないのでしょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 質問の意味が理解できなかったもので、もう一度お願いいたします。

○吉田委員 指針と解説書は、連動してつくられることが多いのですが、解説書がない状態で指針だけ出すということです。

指針の文章を見ると、すっぱりと全部言い切っているところがあるのです。事業者に対してのメッセージですが、この指針を見て、何かあったら何とかしなさいと、疑義があった場合は札幌市に何とかという表現は、普通、こういう指針に書かないのでしょうか。

○佐藤（哲）会長 全体のお話ですね。

○吉田委員 そうです。前の方がお話ししたようなことに関連してです。

○佐藤（哲）会長 それは、いかがでしょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 実際に案件を審査する手続の事務をとって行く中で、実は、民間の事業者も含めまして、本が出される前に相当のやりとりをしております。我々が初めて図書を見るということはありません。例えば、去年ありました北電の火力発電所でも、北電から何回か質問が出て、こういう書き方はどうでしょうか、こうでしょうか、国ではこう言っていますが、札幌市としてはどうでしょうかというやりとりもありました。こちらからも、書いている内容について、事前に素案の段階で質問させてもらうこともしています。

特に、事業者が行政の場合は、今までの例として、ほとんどが市役所内部の部局です。事業者側がつくってきたものについて、相当前の段階から中身についてのチェックを行い、問題ない表現かどうか、説明不足のところがないかどうか、資料は不足していないかどうか、そのような相談を相当受けております。私どもも、全ての項目に対応できませんので、専門部局に足を運んでもらって、そこでアドバイスを受けてもらっています。アセスの審査に耐えられる図書をつくれるかどうかということも絶えずやっております。

条例の中でも、技術指針や配慮指針について、具体的にそれを参考にとは書いていないのですが、事業者が手続を行うときの資料としてそれを使っていくことは、とりあえず書いております。当然、条例に基づく規定であるということと、実際にアセスの手続の作業をしていく上では、事業者と相当なやりとりをしているのが現状です。ですから、その都度、どう対応すればいいのか、解釈すればいいのか、事業者からも質問が来ますし、こちらからも可能な限りアドバイスをさせてもらっている状況です。

このような回答でよろしいでしょうか。

○吉田委員 それは十分承知しているのですが、言葉として書くかどうかということ。必要なくて、こういうことは書かないのだったらそれでいいと思うのです。しかし、先ほどの「等」のお話でもあったように、「等」と曖昧な言葉を入れたりすると、実際に聞いてくると思うのです。そのときに、指針の前か最後のところに、これは指針なので具体的なことは何とかと書くことが不適当なのかどうかという単純な質問です。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 今の技術指針は、そういう形で書いております。ただ、皆さんにお配りしていないので恐縮ですが、環境配慮指針は、アセスを行うことだけではなくて、計画から運用、供用、管理まで全てを含めて、各段階においてどんな環境配慮をしていけばいいかを概念的に示した部分がございます。その中では、可能な限り、これを活用して保全に貢献してほしいというように、事業者がアセスの対象になる、なら

ないにかかわらず、配慮が必要ですと示している前文がついております。

先ほどもお話ししましたように、今後、逐条解説的なものもつくっていきたいと思っています。その中で、前書きとして、これに書いてあることが全てではありません、絶えず関係部局や該当する許認可等の部局とも相談しながら進めていってほしいと入れることは可能かと思えます。

○佐藤（哲）会長 では、よろしくお願ひいたします。

○遠井委員 架空の話ですが、結局、皆さんが心配しているのは、アセスが終わった後に何か瑕疵が見つかった場合にどうするのだろうということだと思ふのです。その場合に、今、事後調査しか方法がないということであれば、なるべくいろいろな状況を想定しながら入れていくべきだと考えるのだと思ふます。

これが、諸外国のように、アセスの瑕疵について、第三者が訴訟できると変わってくるならば、司法的な方法でそれを強制することもあると思ふのです。今現在、日本は、そういう方法をとっていませんが、今後、遠い将来にどうなるかわかりません。そして、アセスの瑕疵が出てきたときに、命令ではありませんけれども、行政の管轄内で、可能な限り事後調査を強制するための仕組みだと認識されて、今、準備されているのかどうかです。どうでしょうか。

原則、アセスは事前評価なので、事後は、あくまでもボランタリーで、追加のようなものですよという位置づけであれば、やはり、限定的にしか解釈できなくなってくると思ふのです。今後、アセスがさまざまな面で非常に重要な時代になってくるのだろうと認識するのであれば、将来的には、アセスの瑕疵に関して何らかの形で矯正することがどこかで必要になることもあり得るのです。今は、司法的な担保がない以上、行政として可能な限りやるのだということであれば、やはり、皆さんのご懸念のように、さまざまな場合を想定しながら、命令にはできないけれども、誤りがないよう仕組みにしていくと。あるいは、当初は誤りではなくても10年たったら誤りだったということもあると思ふので、そういうことを矯正できる仕組みにしていくと考えるのか、捉え方の問題ですけれども、今はどういうふうに位置づけようとされているのですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 現状で、アセスは、手続法で、許認可法ではございませんので、手続といっても、事業者がそれに従わない場合の罰則等は、法でも条例でも一切ありません。ですから、あくまでも事業者が自主的にやるための共通の手続指針を定めたものです。条例については、各自治体によって違う部分もありますが、基本的に札幌市は道と同じ立場でやっております。道条例も強制ではありません。

ただ、会社の社会的責任がありまして、大きな事業をやる会社は、当然、一部上場になっているような大きな会社や行政だと思ふます。それを無視してやったときに、住民の目や消費者の目がどうなるかを考えたら、無視してやることが実際にはできないのではないかと思ふます。あそこの会社は、アセスの手続に従わないで自分たちの経済的な都合だけで事業を進めているということになると、会社に対する評価も低くなります。

今、どこの民間会社でも環境の行動計画報告書を出して、ここの会社は環境にどう対応しているというPRをどんどんされている時代ですから、当面は、法や条例の中でそこまで強制力を持たせなくても、自主的なことでやっていく状況でいいのではないかと思います。前にもお話ししましたように、虚偽の報告や書いていることと全然違うことをやっている場合は、条例の中で、我々は調査権がありますし、審議会の中でも調査権を持っていますので、それを発動できる場合もあると考えております。ですから、今のところは、そこまで強制はできないと思います。

○佐藤（哲）会長 それでは、現実に戻りまして、今回の事後調査ですが、今、お話を伺っていますと、①から④まで記載して、その前に「等」という言葉が入っていて、できるだけ早く解説のようなものをつくることを進めていただければ誤解がないと思います。

皆さんの意見は、⑤をつける、つけないとは別に、問題があるところは、何が起こってもきちんと事後調査をやっていききたいというご意見だと思うのです。事務局案にするならば、それが生きるような、誤解のないような解説書をなるべく早くつくっていただくことになるとは思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、記載する内容としては、事務局案でいくことでよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 それでは、きょうの意見を反映していただきたいと思います。では、次に移らせていただきます。

本当は、前回審議する予定だったのですがけれども、時間がなくなってしまいました環境影響評価図書のわかりやすい公表についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 引き続き、説明をさせていただきます。

資料2-2の環境影響評価図書のわかりやすい公表について（その2）と書いてあるものです。

具体的にご審議をいただけなかったもので、これについても、可能な限り、各委員の意見を反映させたいということで、後日、五十嵐委員、西川委員、佐藤会長からメールで複数のご意見をいただいております。

これについて、1ページ目から順番にご説明します。

五十嵐委員からは、わかりやすいという対象の意味が、公表なのか、資料なのか、両方を指しているのか全くわからないという厳しいご指摘がございました。

西川委員からは、縦覧や説明会の実施の周知など十分な掲載期間の確保が必要である。図書を縦覧する人は、詳細な情報を求めており、概要版は単なる事業者の宣伝になってしまう危惧があるというご意見をいただいております。

佐藤会長からは、図書のインターネット公表については、次の図書が出るまで継続するのは非常に賛同できる。評価書については、できるだけ長い期間、掲載を続け、あわせて、一般市民がより理解しやすい表現の図書を用意してもらう必要があるということでした。

それから、札幌市のホームページの関係に関してのご意見がございました。事業者が自分のホームページに載せる場合は、市のほうにもリンクして、それがいつまで見られるのかをきちんと明記しておいてほしい。それから、札幌市のホームページは非常に見づらく、目的のところにたどり着くまでに右往左往しながら行かなければならないというご指摘を受けています。

それらのご意見についての市の考え方をご説明いたします。

まず、五十嵐委員からのご指摘については、今回の規定では、公表の仕方を市民にどう周知するかという趣旨でございますので、市民が図書の公表について広く知ることができる方法をとるように努めるという内容に修正したいと思います。

西川委員のご意見にありました概要版の件については、過去の案件を縦覧した方からのご意見で、縦覧時間が足りない、限られた場所で限られた時間の中で見るのでは内容を把握できないという意見が幾つか出されております。これは、もっともなことです。今回、インターネット公表を義務づけましたので、縦覧期間の中であれば、いつでも、どこでも、自由に見ることができますので、わざわざ縦覧場所に行かなくてもいいという制約はかなり解消できると考えております。

現在の図書は、内容が非常に専門的で、ページ数も多く、一般市民がアクセスに係わりにくいものになっております。アクセス制度を少しでも充実させて、コミュニケーションツールとしての機能を図っていくためには、図書内容のわかりやすさが非常に重要になってくると思います。現行の技術指針の第2として、記載内容を平易な文章や図表等の活用について記載するようにと書いてありますが、条例で規定する本書と要約書だけではなく、概要版をつくって、できるだけその事業について理解をしてもらうのは非常に重要ではないかと考えております。

これについては、西川委員は余り賛同できないということでしたが、事業者に対する強制部分は本書と要約書ですので、これについては事業者の任意の形で、コミュニケーションを図る手段の一つとして、少しでも住民の方に内容を理解してもらうために、どんどんつくっていただければという努力規定として追加していきたいと考えております。

次に、佐藤会長からのご意見で、縦覧期間終了後も手続が開始されるまでインターネット上への掲載ですが、これは条例で縦覧期間が決められていますので、条例の日数を次の図書が出るまでと変えなければならないことから、難しいところがあります。ここでは、あくまでも、事業者の協力を求めた努力規定といたしました。

実は、今回の真駒内滝野霊園の事後調査報告書は、事業者に協力を求めまして、インターネットで公開させていただいております。札幌市としては、何か課題があるのか、どんな点に注意していかなければいけないのか、ほかの政令市や都道府県等の状況やいろいろな取り扱いの規定等について、事業者にどこまでやってもらえるのか、市が引き継いでどこまでできるのか、現在、研究中でございます。今回の技術指針の変更案では、事業者の努力規定としましたけれども、別な取扱要領や要綱をつくりまして、札幌市がどういう立場

でインターネット公表を継続するののかについて規定を整備していきたいと考えております。

それから、最後は佐藤会長からの市のホームページが見つらいということです。各原局でできる範囲には限界がございまして、定期的な構成の修正等の作業はしているのですが、全体として非常に見つらいことにつきましては、統括の部局へ意見を言える機会がありましたら、要望として出させていたきたいと思っております。個別には、環境局のアセスのページであればすんなり入っていけるような形に、折を見て修正作業をしていきたいと考えております。

3 ページ目ですが、当初案では、環境影響評価図書の公表となっておりますが、がらっと構成を変えまして、配慮書等の公表というタイトルで、1 番で配慮書等の公表の周知方法、2 番で説明会の周知方法、3 番で縦覧者等への便宜供与、4 番で配慮書等のインターネット上での掲載の継続という四つの構成に変えた案に修正いたしました。

真ん中にある二重線の括弧の中は、公表の方法について、具体的な事例も書いたほうが良いということであれば、このような方法が考えられるということを経営者に参考にしてもらえそうな部分をつけ加えたいと考えております。

以上が修正案と市の見解ですが、これについて、委員の皆さんのご意見を改めていただければと思います。

○佐藤（哲）会長 今の説明に対して、ご意見、ご質問は何かありますでしょうか。

私の意見に関しては、これで結構だと思っております。

○赤松委員 意見というより、先ほどおっしゃられたことに対する質問になります。

インターネット上での掲載は、今の段階では、事業者のホームページ等で行う想定ですね。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） そうでございます。

○赤松委員 例えば、インターネットではなくて、縦覧そのものの行為は、札幌市のものでやられるわけですね。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 図書の縦覧は、市条例においては、全て事業者が行う規定になっています。道条例は、知事が行う規定になっていますので、そこが違います。事業者が行うか、市長なり知事なりが行うかは、その自治体の条例によってかなり分かれています。出されたものを市長が責任を持って住民に公開するという考えのところもありますし、あくまでも事業者が行う手続だという考えのところもあります。札幌市は、事業者が行うものだと考えております。

○赤松委員 勉強不足で済みません。

道の場合はそうだったので、なぜ市のホームページに載せておくことができないかと思ったのですが、今の話で理解しました。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） ただ、先ほどもご説明しましたように、事業者から電子データをもらう手続について、取り扱い要領のようなものを決めて、それに賛同してくれる事業者がいれば、縦覧が終わった後も、一定期間、こちらで電子データを掲載

する手続はできると考えています。本書全てとなると、相当な分量で、サーバーの容量を圧迫しますが、要約書程度ぐらいであれば、特に、評価書については、ある程度の期間は縦覧できると思います。

仙台市や横浜市や名古屋市は、実際に市が掲載している事例がございます。幾つかの自治体では、取り扱いの規定を別に定めておりました、市が掲載を行ったり、事業者にやってもらったり、同意をもらう制度があります。それも含めて、年内は無理だとしても、来年度にはそういう制度ができないかということで、今、勉強中です。

○赤松委員 ありがとうございます。

生物多様性のビジョンの中でも、札幌市については、情報が足りない、今後、集める努力をするような向きでの検討があったと思います。先ほどおっしゃった電子データをもって、それをどう取り扱うのか、情報公開というよりは情報の蓄積という観点から、ぜひ進めてもらえればと思います。

本筋からずれたかもしれませんが、要望です。

○佐藤（哲）会長 ほかにありませんか。

○早矢仕委員 意見ではなくて、素朴な質問です。

ここで、環境影響評価図書だったものが配慮書等になったのは、アセスの手続の中で一番最初のものという理由ですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） この後にご説明させていただきますけれども、今回、配慮書手続が入ったものですから、環境影響評価図書という表現をやめて、全部、配慮書等という表現にそろえる形にしています。配慮書等とは何かというのは、技術指針の早い段階で全部出ております。

実は、国では、環境影響評価図書というと、方法書、準備書、評価書という考えです。国のアセス制度の中では、配慮書と事後調査の報告書は、環境影響評価図書ではないという考えです。あくまでも、方法書から評価書までが環境影響評価という考え方のようです。札幌市は、全ての図書を出してもらうことで、環境影響評価図書という用語は今回やめました。

○早矢仕委員 具体的な記載の例で、札幌市の事業のときは、これですごくわかりやすいのですが、企業の場合で、例えば地下鉄に広告を出すのは、事業者がやるのですか。それとも、さっきおっしゃったような形で札幌市がやるのですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 事業者がやる行為でございます。

○早矢仕委員 事業者が広報さっぽろとか……。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 広報さっぽろは、紙面の都合で、民間の方は載せられない可能性があるんで、有料広告欄を使ってもらいたいというのが広報課のご意見でした。

実は、まだ法の対象になる前の風力の自主アセスの案件で、昨年、住民説明会の案内を新聞に載せる以外に、手稲区、石狩市花川方面で、新聞折り込み広告を入れていた事例が

ございます。

あくまでも、ここは、こういう例がありますという紹介で、この中からどれかを選んでやりなさいということではございません。

○佐藤（哲）会長 改正することによって、少しでもわかりやすいものを公表していくという姿勢ですから、いいものであればいいのですが、具体的な手法を例示するかどうかということも、ここで決める必要がありますね。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 先ほども言いましたが、ほかの項目の中でも、具体的な取り扱いや、実は、運用も別に内規的なものであります。それをあわせた形で、解説書の中に、例えばこういう事例があると入れてもいいと思います。ですから、この中に俗っぽい表現でいろいろ入っていると、不釣合になると思います。

○佐藤（哲）会長 では、この赤字のところは提案ですね。

それから、具体的な例も、世の中はどんどん変わってきていますので、ちよくちよくチェックをしていないと、時代おくれなことばかりになってしまう可能性があります。今後、解説書に入れるのであれば、時々チェックしていく必要があると思います。

そのほか、ご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 それでは、この件については、これでよろしいですね。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 では、次に行きます。

技術指針への配慮書手続導入について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（奥山職員） この件につきましては、奥山から説明させていただきます。

まず、資料としては、資料2-3と参考資料1の二つを使用して説明させていただきます。

改正条例におきまして、配慮書及び配慮書案の手続が今回追加されましたので、それに対応して、技術指針におきましても、必要事項の新規の規定、または、方法書以降の記載内容についても、追加、変更案を作成しましたので、ご説明いたします。

本来は資料3ですが、先に参考資料1の説明からさせていただきます。

これは、本年4月に、国のアセス法が全面施行されたことに伴い、環境省の検討委員会において、本年3月に公表されたものでございます。この経緯としましては、平成24年6月から平成25年2月までの間の全体会議3回、分科会4回、ワークショップ1回の検討が行われたものです。本来の技術ガイドは、全体のページ数が約200ページに及びまして、今回は、最初の参考資料の1枚目以降から1ページとさせていただいているのですが、それは、本当に一部を抜粋したものに私がページを追記して配付させていただいております。もし全体をじっくりごらんになりたい場合は、一番最初の上段にホームページアドレスを記載させていただいておりますので、こちらをご確認ください。

本ガイドの構成ですが、総論編では、基本的事項に沿っての本文の記載があり、その解

説という形で続いております。各論編について、各環境要素について重大な影響について比較検討するための視点、調査から評価までの手法、方法書以降の手續、配慮書段階での検討を活用するためのティアリングについての概要の一覧表があり、項目ごと具体的な手法の例が記載されております。

今回、参考資料としてお配りしたものは、総論編から概要、その中で複数案の考え方と事業を実施しない場合、いわゆるゼロオプションについての解説です。それから、各論編からは、各環境要素についての評価、手法、予測調査を含めた手法を、方法書以降、ティアリングについて記載された概要、評価の比較を具体的にどのようにするかをイメージするための例として、実際には、騒音、低周波音、温室効果ガス、動物、植物、生態系、景観、触れ合い活動の場の解説部分として幾つか抜粋させていただいております。これについては、資料の説明をしながら、必要なページなどもご紹介したいと思います。

資料2-3で、作成した技術指針の案のご説明を改めてさせていただきます。

今回の本市条例の改正に当たっては、法の配慮書手續内容におおむね合わせた形で行いましたので、技術指針の変更につきましても、国が作成した技術ガイドを参考に追加、変更を行っております。

1枚目の表紙は、どのようなことを新規で追加したかを概要として書かせていただいております。ページを振っておりますが、2枚目以降は、今のところの原案です。まだ、たたき台の段階ですので、どこをどう修正したのかも含めて記載させていただいております。

赤字、青字、黒字となっておりますが、赤字については、今回、修正、追記していく部分です。青字は、これまでの技術指針で方法書段階という記載がありますので、それを配慮書段階に反映するため、まず、そのまま複写しまして、手前にもう一段つくり、基本的には方法書に近いもので行っていきますので、配慮書として修正を加えております。

黒字の部分につきましては、現行のものになりますので、そのまま修正を加えさせていただきます。

まず、資料の表紙に戻りまして、(1)複数案の原則設定とあります。これは、技術指針案の1ページの下段の第4から始まっております。2ページの頭まで続いておりますが、ここでは、位置、規模に関する複数案を優先することやゼロオプションを含めることなどを記載いたしました。

このゼロオプションにつきましては、また、参考資料1の3ページから4ページ、5ページについて、複数案の設定の図でのイメージやゼロオプションの事例が記載されております。

少しごらんになっていただいて、大体こんな感じかとわかったところで、次に、また資料に戻らせていただきます。

1の(2)計画段階配慮事項の選定です。

これは、先ほどもご説明しましたように、現行の方法書段階、青字部分を原案として修正して作成しております。ここでの追加事項としては、アに書かれておりますように、「環

環境保全措置により回避・低減が可能又は影響が可逆的、短期間な場合は基本項目を選定しないことができる」と追記しております。これは、ただし、方法書以降でもう一度、基本項目の再検討が必要となっております。もう一つ、イとして、環境にプラスの効果をもたらす場合には、その影響も積極的に評価の対象とすることが、今回の新しい部分になっております。

これらにつきましては、本文の技術指針案の3ページに記載されております。

わかりにくいのですが、3ページの中段あたりの(6)のイの(イ)、さらに、③に、今申し上げた部分が赤字で記載されております。

次に、三つ目として、調査、予測、評価についてです。

ここでは、選定した項目に基づき、実際の調査、予測、評価を行う場合の手法について規定しております。基本的には、従来の方法書等の事業アセスと同様ですが、表面の(3)のエに記載しましたように、配慮書段階での調査は、「原則として既存資料をもとに実施し、必要な情報が得られない場合は専門家から知見の収集を行う。それでも情報が得られない場合は、現地調査・踏査等を行う」という3段階の手法をうたっております。

さらに、表紙のキに記載されていますように、「単一案のみが設定されている場合は、重大な環境影響が回避、低減されているかについて評価を行う」という記載が配慮書の新規として追加されております。

今、ご説明したような部分については、技術指針本文案の3ページの下からずっと続きまして、6ページの(10)に至るまでを通して記載しております。

時間がありませんので、次に進ませていただきます。

以上、ご説明した部分が配慮書として新規に追加する上で、方法書とは違う新たな事項をご説明させていただきました。

次は、現行の方法書段階以降に追加した事項でございます。

表紙の下段の2番の方法書段階以降の主な記載事項となっております。

アにありますように、複数案から一つの案に絞り込んだ検討経緯を方法書で記載してもらおうこととします。事業案を複数案から絞り込んでくる場合においては、現実的には、必ずしも環境面のみを優先されるわけではなく、社会面や、民間事業にとっては費用対効果などの経済的側面も考慮されておりますことから、これらの絞り込みを行った経緯を、方法書で記載するように規定しております。これによって、どうしてそういう案に絞り込まれたかを説明できるように事業者と住民等のコミュニケーションの促進につながるものと考えられます。

これは、技術指針本文案の6ページの2、方法書段階の(1)アに記載されております。

続いて、イとありまして、配慮書段階で予測評価に使用した各種調査、データ等を、可能な限り、方法書以降に活用してもらおうという項目でございます。配慮書からの手続や、流れの一貫性、事業者の経費負担等の経緯の観点からも、活用できるデータは最大限活用してくださいという趣旨でございます。

また、配慮書段階での説明会での住民意見や市長からの意見を、事業者は十分に考慮して方法書以降の手続を行うように努めるように記載を設けました。それは、今、ごらんになっている6ページの(1)のウになります。これが、説明会や市長意見を十分に反映するように努めることという記載になっております。

最後に、準備書段階としまして、配慮書手続段階等の検討による環境影響の回避、低減の効果の明示ということがございます。先ほどご説明いたしました、配慮書の中で複数案を設定しない場合は、その事業案がもたらす環境影響をどのように回避、低減するかを評価の方法とするようにしております。配慮書で複数案を設定した場合には、その後、一つの案に絞って詳細な調査や予測、評価を行った準備書の段階において、配慮書段階の複数案から絞り込んだ過程でどのように環境影響の回避、低減についての検討の経緯を記載するように技術指針にも記載しております。

これにつきましては、技術指針本文の11ページにある(5)環境保全措置のイの後半に赤字で記載されております。準備書の段階でも、配慮書からの経緯を最初から記載するようにという趣旨でございます。

以上が技術指針本文の主な変更となっております。

最後の2ページの15ページ、16ページは、今までついている別表の配慮書を、まだ、たたき台ではございますが、今回、参考までに作成しております。

これにつきましては、施行規則と連動する部分もございますので、現在、規則の改正とあわせて、市の法制担当とも協議を進めておりまして、これから変わる可能性もありますので、参考としてごらんください。

以上、資料2-3の技術指針の配慮手続等の導入についてご説明させていただきました。

では、審議会委員の皆様のご意見をいただければと存じます。

○佐藤(哲)会長 ご意見をいただきたいところですが、12時になってしまいました。

そこで、次回、これについて議論できる余裕があるのか、あるいは、あらかじめ期限を決めて、また皆さんの質問やご意見をいただくほうがよろしければ、そのようにいたします。

○事務局(宮下環境影響評価担当係長) 実は、後ほど米森課長からもお話がありますけれども、次回は7月31日に予定しており、1カ月ほどあります。できれば、配慮書手続の件については、早めに案をまとめてしまいたいので、お手数でございますが、この後、10日間をめぐりにメールでご意見をいただければと思います。

実は、次回、法の対象事業の中に15種類ほどあるのですが、風力以外で、主務省令が変わっているところが幾つか出てきております。それを、市の技術指針の中に反映させるかどうかという部分がございますので、それもあわせて、もう一度、技術指針のお話をさせていただきたいと思っております。そのときにあわせて、今回お配りした残りの風力の関連部分の資料2-4-1から資料2-4-4までございますので、これとあわせてご意見をいただければと思います。

○佐藤（哲）会長 それでは、本日は、これにて終了いたします。

メールに関しては、きょう欠席の方もおられますので、皆さんにお知らせいただきたいと思います。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 長時間にわたるご審議をありがとうございました。

今、宮下からもお話がございましたが、次回は、7月31日10時から予定をしております。次回は、創世1.1.1区（さんく）の準備書が6月21日に提出されましたので、こちらについて、改めて審議会の皆様へ諮問となります。その事業予定地の視察を9時半から予定しております。また、詳細は、ご案内の中でお知らせいたしますが、視察希望の委員は、9時半をめぐりに一度来ていただく形になろうかと思えます。

また、次回につきましては、今お話がございましたとおり、技術指針への配慮書手続等の導入についてのご意見を、10日間をめぐりに皆さんからいただきます。本日、取り上げられませんでした。風力発電関係の事柄についても、またご説明を申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

4. 閉 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 以上で、平成25年度第2回審議会を閉会いたします。

本日は、本当にお忙しい中、本当にありがとうございました。

以 上